又は公表したときは、業績連動給与の損金算入要件のうち有価証券報告書への記載等によりその算定方法の内容が開示されていることとの要件を満たすこととした。（租税特別措置法第六六条の一一の二及び第六八条の九五の二関係）

㈦　認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例のうち寄附金の損金不算入に対する特例について、その対象となる認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金から出資に関する業務に充てられることが明らかな寄附金を除外することとした。（租税特別措置法第六六条の一一の三及び第六八条の九六関係）

㈧　認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例の創設

青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から同日以後一年を経過する日までの間に産業競争力強化法の認定を受けたもののうちその認定に係る認定事業適応事業者であるものの適用事業年度（その認定に係る認定事業適応計画に記載された実施時期内の日を含む各事業年度であって、一定の要件を満たす事業年度に限る。）において欠損金の繰越控除制度を適用する場合において、特例欠損事業年度において生じた欠損金額があるときは、超過控除対象額に相当する金額を欠損金の繰越控除制度において損金算入することができる金額に加算することとした。（租税特別措置法第六六条の一一の四及び第六八条の九六の二関係）

㈨　技術研究組合の所得の計算の特例の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第六六条の一〇及び第六八条の九四関係）

㈩　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　中小企業者等の法人税率の特例（租税特別措置法第四二条の三の二及び第六八条の八関係）

(2)　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（租税特別措置法第一〇条の四、第四二条の一一の二及び第六八条の一四の三関係）

(3)　船舶の特別償却（租税特別措置法第一一条、第四三条及び第六八条の一六関係）

(4)　関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却（租税特別措置法第四四条及び第六八条の一九関係）

(5)　共同利用施設の特別償却（租税特別措置法第四四条の三及び第六八条の二四関係）

(6)　医療用機器等の特別償却（租税特別措置法第一二条の二、第四五条の二及び第六八条の二九関係）

(7)　事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却（租税特別措置法第一三条の二、第四六条の二及び第六八条の三三関係）

(8)　特定都市再生建築物の割増償却（租税特別措置法第一四条、第四七条及び第六八条の三五関係）

㈪　沖縄の認定法人の課税の特例の適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第六〇条及び第六八条の六三関係）

㈫　次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。

(1)　高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（旧租税特別措置法第一〇条の二、第四二条の五及び第六八条の一〇関係）

(2)　特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（旧租税特別措置法第一〇条の五の二、第四二条の一二の三及び第六八条の一五の四関係）

(3)　再生可能エネルギー発電設備等の特別償却（旧租税特別措置法第一一条、第四三条及び第六八条の一六関係）

(4)　特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例（旧租税特別措置法第三七条の一三の三、第六六条の二の二及び第六八条の八六関係）

3　国際課税

㈠　振替公社債等の利子等の課税の特例について、次に掲げる書類の特定振替機関等に対する書面による提出に代えて、当該特定振替機関等に対して当該書類に記載すべき事項又は記載されている事項の電磁的方法による提供を行うことができることとした。この場合において、当該提供があったときは、当該書類の提出があったものとみなす。（租税特別措置法第五条の二、第五条の三及び第四一条の一三の三関係）

(1)　非課税適用申告書等

(2)　組合等届出書等及び組合契約書等の写し

㈡　民間国外債等の利子の課税の特例について、非課税適用申告書の民間国外債等の利子の支払をする者に対する書面による提出に代えて、当該利子の支払をする者に対して当該非課税適用申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとした。この場合において、当該提供があったときは、当該非課税適用申告書の提出があったものとみなす。（租税特別措置法第六条関係）

㈢　外国組合員に対する課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四一条の二一及び第六七条の一六関係）

(1)　特例適用申告書及びその添付書類を五年ごとに提出しなければならない。

(2)　特例適用申告書等の配分の取扱者に対する書面による提出に代えて、当該配分の取扱者に対して当該特例適用申告書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができる。この場合において、当該提供があったときは、当該特例適用申告書等の提出があったものとみなす。

(3)　右記(2)により特例適用申告書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、配分の取扱者に対する書面による当該特例適用申告書等に添付すべき書類の提出に代えて、当該配分の取扱者に対して当該添付すべき書類に記載されるべき事項の電磁的方法による提供を行うことができる。この場合において、当該提供を行った非居住者等は、当該特例適用申告書等に当該添付すべき書類を添付して、提出したものとみなす。

㈣　外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第四二条関係）

非課税適用申告書等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の支払をする者に対する書面による提出に代えて、当該利子の支払をする者に対して当該非課税適用申告書等に記載すべき事項の電磁的方法により提供を行うことができる。この場合において、当該提供があったときは、当該非課税適用申告書等の提出があったものとみなす。

㈤　外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子等の課税の特例について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四二条の二及び第六七条の一七関係）

(1)　非課税適用申告書等の特定利子の支払をする者に対する書面による提出に代えて、当該特定利子の支払をする者に対して当該非課税適用申告書等に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができる。この場合において、当該提供があったときは、当該非課税適用申告書等の提出があったものとみなす。

(2)　特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の適用期限を二年延長する。

㈥　国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例における適用要件の判定に用いる負債について、負債の利子等の支払の基因となるものその他資金の調達に係るもの（改正前負債の利子等の支払の基因となるもの）とすることとした。（租税特別措置法第六六条の五及び第六八条の八九関係）